

# 入 札 説 明 書

令和3年4月30日

地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院  
理事長 近藤 泰三

## ＜入札に関する留意事項＞

- (1) 岐阜県多治見病院 新中央診療棟 建築工事の一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。
- (2) 入札執行等は、本書及び入札心得によるものとし、入札心得は本書に記載がない事項について適用する。
- (3) 入札手続きは、個別に指定がある場合を除き、持参又は郵送（書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと）すること。なお、持参する場合は、事前に岐阜県立多治見病院（以下「病院」という。）に電話連絡の上、持参日時の指定を受けること。
- (4) 設計図面及び仕様書を含む設計図書は、CD-Rによる交付とする。
- (5) 提出に必要な書類は、「14 手続等に必要な提出書類」に記載している。
- (6) 当院はコンストラクション・マネジメント業務を委託している株式会社プラスPM（以下「CM業者」という。）の支援を受けて本入札を執行する。従って、入札を執行する過程で当院に提出された資料の内容を、CM業者と共有する場合がある。

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 多病新中第1-1号  
工事名 岐阜県多治見病院 新中央診療棟 建築工事
- (2) 工事場所 多治見市前畑町5丁目161番地
- (3) 工事概要 鉄骨造 免震構造 地上5階 塔屋2階  
延べ床面積 23,890㎡
- (4) 工期 約28か月間
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 低入札価格調査制度 無  
(失格判断基準 無) (特別重点調査対象価格 無)
- (7) 業種区分 建築工事業
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、技術資料の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型②）の工事である。

## 2 入札参加資格

当該工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）又は単体による入札とする。共同企業体による場合は、共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は2者から4者とし、自主結成とする。また、構成員の各々の出資比率は、構成員が2者の場合は40%以上、3者の場合は30%以上、4者の場合は20%以上とする。

当該工事の入札参加資格に関する条件は、次の（1）から（13）のとおりとする。

なお、特に断りのない限り、入札参加資格は当該工事における入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」という。）時点とする。

- (1) 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程（平成22年4月1日規程第45号。以下「契約規程」という。）第8条の規定に該当しないこと。
- (2) 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第199条又は第200条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成13年4月1日工検第12号）に基づく入札参加資格停止措置（以下「参加資格停止措置」という。）を、申請期限日から当該工事の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。
- (6) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴力団措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止措置を、当該工事の開札を行う日までに受けていないこと、又は暴力団措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 当該工事に係る設計業務等の受託者でなく、当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。

- ア 当該工事に係る設計業務等の受託者は、次の①から②までに掲げる者である。
- ① 株式会社 共同建築設計事務所
  - ② 株式会社 熊谷設計
- イ 「資本若しくは人事面において関連がある」とは次の①又は②に該当する者とする。
- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
  - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該者
- (8) 当該工事に入札参加しようとする者の間に次のアからウに該当する関係がないこと（共同企業体の場合、次のアからウに該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。
- ア 資本関係
- 次の①又は②のいずれかに該当する場合とする。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。
- ① 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
  - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 次の①又は②のいずれかに該当する場合とする。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
  - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。）を現に兼ねている場合
- ウ その他
- 上記ア及びイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、入札の適正さが阻害されると認められる場合
- (9) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業の特定建設業許可を受けており、かつ申請期限日までに5年以上の営業若しくは同等の実績があること。
- (10) 次のアからウに定める届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (11) 平成18年度以降申請期限日までに、元請けとして完成引き渡しの済んだ、単体にて入札に参加する場合にあってはア、共同企業体にて入札に参加する場合にあってはイに示す工事を施工した実績（当該実績が国及び地方公共団体の発注工事、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上国とみなす規定にある団体が発注した工事並びに地方公共団体が設立する地方独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものに限る。）に係る実績である場合にあっては工事成績評定点が65点未満であるものを除く。）を有すること。
- ア 単体にて入札に参加する場合
- 構造が免震構造であって、延べ床面積が20,000㎡以上かつ一般病床数が200床以上の病院の建物（新築、増築、改築で、用途が建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添2第10号に掲げる建築物に限る。）の建築工事を施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員（その出資比率が構成員のうち最大である者をいう。以下同じ）のものに限る。）
- イ 共同企業体にて入札に参加する場合の代表構成員
- 構造が免震構造であって、延べ床面積が10,000㎡以上かつ一般病床数が200床以上の病院の建物（新築、増築、改築で、用途が建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添2第10号に掲げる建築物に限る。）の建築工事を施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
- (12) 当該工事に従事する監理技術者は、単体にて入札に参加する場合にあってはア、共同企業体にて入札に参加する場合にあってはイ及びウの条件をそれぞれ満たし、かつ、当該工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、当該工事の現場施工に着手する日（令和3年9月1日）には専任で配置できる者であること。
- ア 単体にて入札に参加する場合
- ① 一級建築士又は1級施工管理技士若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。
  - ② 平成18年度以降申請期限日までに元請けとして完成引き渡しの済んだ、延べ床面積が20,000㎡以上の病院の建物（新築、改築、増築で、用途が建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添2第10号に掲げる建築物に限る。）の建築工事において、監理技術者、現場代理人又は主任技術者\*として従事した実績（当該実績が国及び地方公共団

体の発注工事、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上国とみなす規定にある団体が発注した工事並びに地方公共団体が設立する地方独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものに限る。）に係る実績である場合にあっては工事成績評定点が65点未満であるものを除く。）を有する者であること。（共同企業体の構成員として監理技術者、現場代理人又は主任技術者\*として従事した実績は、代表構成員のものに限る。）

※建設業法に規定する主任技術者であるか否かは問わず、主任技術者としての実績による場合は、2件の実績を有することをもって条件を満たすものとする。

- ③ 建設業法第15条の規定による建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受講した者であること。
- ④ 申請期限日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。  
ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

イ 共同企業体にて入札に参加する場合の代表構成員（監理技術者）

- ① 一級建築士又は1級施工管理技士若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 平成18年度以降申請期限日までに元請けとして完成引き渡しの済んだ、延べ床面積が10,000㎡以上の病院の建物（新築、改築、増築で、用途が建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添2第10号に掲げる建築物に限る。）の建築工事において、監理技術者、現場代理人又は主任技術者\*として従事した実績（当該実績が国及び地方公共団体の発注工事、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上国とみなす規定にある団体が発注した工事並びに地方公共団体が設立する地方独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものに限る。）に係る実績である場合にあっては工事成績評定点が65点未満であるものを除く。）を有する者であること。（共同企業体の構成員として監理技術者、現場代理人又は主任技術者\*として従事した実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

※建設業法に規定する主任技術者であるか否かは問わず、主任技術者としての実績による場合は、2件の実績を有することをもって条件を満たすものとする。

- ③ 建設業法第15条の規定による建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受講した者であること。
- ④ 申請期限日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。  
ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

ウ 共同企業体にて入札に参加する場合の代表構成員以外の構成員（主任技術者）

- ① 一級建築士又は1級施工管理技士若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 申請期限日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。  
ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

(13) 建設業法に規定する建築工事業に係る岐阜県建設工事等入札参加資格審査の客観点数が、単体にて入札に参加する場合にあってはア、共同企業体にて入札に参加する場合にあってはイの条件を満たすこと。

ア 単体にて入札に参加する場合  
1300点以上であること。

イ 共同企業体にて入札に参加する場合

代表構成員にあっては1300点以上、代表構成員以外の構成員のうち1者にあっては950点以上、その他の構成員にあっては790点以上であること。

### 3 担当

区分	担当	電話番号・メールアドレス	住所
入札担当課	地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院 事務局 新棟建設室	0572-22-5311(内線 2211) info (at) tajimi-hospital.jp ※ (at) は @ に置き換えて 下さい	〒507-8522 岐阜県多治見市 前畑町 5-161
工事担当課			
契約担当課			
申請受付担当課			

### 4 設計図書の配布

(1) 当該工事に係る設計図書（発注図面を含む。以下同じ。）は、令和3年5月6日（木）午前9時から令和3年5月28日（金）午後4時までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）（以下「法人の休日」という。）を除く毎日、CD-Rにより交付する。この場合の交付場所は3の入札担当課とする。

- (2) 設計図書の交付を希望する者は、設計図書交付申請書兼守秘義務の遵守に関する誓約書（別記様式7）を3の入札担当課に持参又は郵送により提出すること。持参により提出する場合はその場で設計図書を交付し、郵送により提出する場合は、病院に設計図書交付申請書兼守秘義務の遵守に関する誓約書が到着した後に、郵送にて設計図書を交付する。持参により提出を希望する者は、事前に3の入札担当課に電話連絡の上、提出時間の指定を受けること。

## 5 入札参加の申請

- (1) 当該工事に入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、特定建設工事共同企業体協定書（甲）（第4号様式-1）による協定を締結後（共同企業体にて入札に参加する場合に限る）、次の書類を提出すること。

なお、2（2）及び（13）の要件を満たしていない場合であっても、入札参加申請書等を提出することができる。この場合において、開札の時にすべての要件を満たしていることを条件として、入札参加を認めることとする。ただし、2（2）及び（13）の要件に係る申請は、令和3年5月28日（金）までに、競争入札に参加する者に必要な資格に関する件（平成31年3月26日岐阜日公示）に示す方法により、当該者が審査申請書等を岐阜県に提出したときに限り、本工事への入札参加を受け付ける。

ア 入札参加申請書（別記様式1）及び附属書類

① 提出期間

令和3年5月21日（金）午前9時から令和3年5月28日（金）午後4時までの法人の休日を除く毎日

② 提出場所

3の申請受付担当課へ持参又は郵送により提出すること。

イ 技術所見書（申請様式2-4）

① 提出期間

令和3年6月23日（水）午前9時から令和3年7月19日（月）午後4時までの法人の休日を除く毎日

② 提出場所

3の申請受付担当課へ持参又は郵送により提出すること。

- (2) 総合評価落札方式に関する技術資料（申請様式第2号。以下「技術資料」という。）には、配置予定の監理技術者として最大3名の候補となる監理技術者を記載することができるが、加算点を評価する過程においては、加算点の条件、資格及び実績等が一番低いと判断される候補の監理技術者で評価する。

- (3) 申請書（入札参加申請書及び附属書類をいう。以下同じ。）を申請期限日までに提出しない入札参加希望者は、当該入札に参加できない。

- (4) 入札参加希望者は、入札参加通知書による通知を受けなければならない。

なお、入札参加通知書は、令和3年6月10日（木）までにメールにより通知する。

- (5) 入札参加希望者が、申請書のうちのいずれかの書類を申請期限日までに提出しない場合は、無効とする。また、申請期限日までに提出された申請書において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。この場合において、無効とされたことに対して不服のある入札参加希望者は、次のアにより地方独立行政法人岐阜県立多治見病院理事長（以下「理事長」という）に対して苦情申立てを行うことができる。

ア 提出期間・場所等

① 提出期間

入札参加通知書の通知日から起算して7日（法人の休日を含まない。）以内

② 提出場所

3の入札担当課

③ その他

書面（様式は自由）は持参又は郵送によることとし、電信によるものは受け付けない。

イ 上記アにより提出があった場合、理事長は苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日（法人の休日を含まない。）以内に書面により回答する。

- (6) 申請書は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。

ア 入札説明書に定める様式により作成すること。

イ 作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。

ウ 入札参加及び加算点の申請以外に使用しないこと。

エ 入札参加希望者に返却しないこと。

オ 申請期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

## 6 総合評価落札方式

- (1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は次のアからウにより落札者を決定する方式とする。

ア 入札参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

イ 技術資料で示された実績等により最大16.5点の加算点を付与する。

ウ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定する。

- (2) 総合評価落札方式の基準

具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準については、別添「総合評価方式の内

- 容」において明記している。
- (3) 技術資料に関するヒアリングは、必要が生じた場合に行うものとする。
  - (4) 技術資料に対する評価は、新中央診療棟建設工事総合評価委員会にて決定する。

## 7 入札に係る質問・回答

- (1) 入札の手續全般（設計図面及び仕様書等を除く。以下同じ。）に関する質問がある場合は、次のアからイにより質疑応答書を提出すること。
  - ア 提出期間  
令和3年5月7日（金）午前9時から令和3年5月14日（金）午後4時までの法人の休日を除く毎日
  - イ 提出場所  
3の入札担当課へ質疑応答書を電子メールで提出すること。
- (2) 入札の手續全般に関する質疑応答書に対する回答は、令和3年5月21日（金）までに病院ウェブサイトにより閲覧に供する。
- (3) 設計図面及び仕様書等に関する質問がある場合は、次のアからイにより質疑応答書を提出すること。
  - ア 提出期間  
令和3年5月7日（金）午前9時から令和3年6月4日（金）午後4時までの法人の休日を除く毎日
  - イ 提出場所  
3の入札担当課へ質疑応答書を電子メールで提出すること。
- (4) 設計図面及び仕様書等に関する質疑応答書に対する回答は、令和3年6月22日（火）までに病院ウェブサイトにより閲覧に供する。

## 8 入札執行の手續

- (1) 入札は、第5（4）において入札参加を認められ入札参加通知書を受けた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）を対象として行う。
  - 入札参加者においては、入札参加通知書の写しとともに入札書等（入札書（入札書は入札心得の様式1）及び入札書に記載される入札金額に対応した積算をいう。以下同じ。）を、持参により提出する場合は次のアのとおり、郵送により提出する場合は次のイのとおり提出すること。
    - ア 持参の場合  
9（1）の入札執行日時に、9（2）の入札執行場所に持参すること（代理人が入札する場合は、入札心得の第2による。）。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式2）を持参すること。
    - イ 郵送の場合  
9（3）の郵送による入札の受付期間内に、3の入札担当課に郵送すること。なお、封筒の表面に「入札書在中」と朱書きで記載すること。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式2）を郵送による入札の受付期限までに郵送すること。
- (2) 入札の執行に先立ち、入札参加者は入札参加通知書の写しを提出すること。
- (3) 当該工事以外に入札に重複参加することは差し支えないが、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の監理（又は主任）技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、入札を辞退すること。さらに、入札書等を提出済みの入札参加者にあつては、直ちに入札辞退届を提出すること。また、入札を辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。なお、当該工事以外他の工事を落札したことにより配置予定の監理（又は主任）技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、参加資格停止措置を行うことがある。
- (4) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 予定価格を事前に公表している場合、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。また、入札を辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。なお、予定価格を超える金額で入札書等を提出した場合、不誠実な行為として参加資格停止措置を行うことがある。
  - 予定価格が事後に公表される場合、予定価格を超える金額で入札書等を提出しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。
- (6) 積算内訳書は、設計図書における仕様書に基づき作成することを原則とするが、入札参加者が所有する積算ソフト等の出力によることも可能とする。ただし、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を明らかにすることとし、積算内訳書が次のアからオのいずれかに該当する場合は、無効とすることがある。
  - ア 内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの
  - イ 記載すべき項目を満たしていないもの
  - ウ 一括値引きがあるもの
  - エ 端数調整・処理されているもの
  - オ その他不備があるもの
- (7) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者等（入札参加者又はその代理人をいう。以下同じ。）の立ち会いの上行う。この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは、入札

事務に関係のない職員が立ち会う。ただし、理事長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者等及び入札事務に関係のない職員の立ち会いを行わないことがある。

なお、入札参加者等が開札に立ち会わない場合、再度入札は辞退したものとみなす。

- (8) 理事長が、適正な入札執行の確保が必要と判断した場合には、入札書等を抽選により選定することがある。この場合において、選定する入札書等の数は、理事長が抽選の際に示す。
- (9) 次のアからクに該当する入札は無効とする。
  - ア 入札参加者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
  - イ 入札参加者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
  - ウ 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
  - エ 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
  - オ 入札書に記名押印がないとき。
  - カ 入札書の記載事項の確認ができないとき。
  - キ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
  - ク その他理事長があらかじめ指定した事項に違反したとき。
- (10) 予定価格を事前に公表している場合は、再度入札を行わない。  
予定価格が事後に公表される場合で、初回の入札で落札候補者がいない場合には、直ちに再度入札を行うことがある。なお、再度入札については、積算内訳書の提出は不要であるが、後日、理事長から積算内訳書の提出を求められた場合は、再度入札に係る積算内訳書を提出すること。また、再度入札においても落札候補者がいない場合は、再度入札における最低価格入札者あるいは評価値が最も高い入札参加者と随意契約交渉を行うことがある。
- (11) 落札候補者の決定は、次のア及びイのとおりとする。
  - ア 契約規程第14条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札参加者の技術資料により評価項目の達成度を評価し、標準点100点に加算点を加えた点数をその入札価格で除した評価値（＝（標準点100点＋加算点）／入札価格×1,000,000）が最も高い入札参加者を原則として落札候補者とする。
  - イ 落札候補者が2者以上ある場合は、落札候補者となった者同士のくじにより決定する。  
なお、くじ引きを辞退することはできない。
- (12) 入札書等は、次のアからエのとおり取り扱うものとする。
  - ア 作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とすること。
  - イ 入札執行以外の用途に使用しないこと
  - ウ 入札参加者に返却しないこと。
  - エ 入札書等の差し替え又は再提出又は撤回を認めないこと。
- (13) その他入札の執行については、契約規程に定めるところによる。

## 9 入札執行の日時および場所等

- (1) 日 時  
令和3年7月29日（木） 午前10時00分から
- (2) 場 所  
多治見市前畑町5丁目161番地  
岐阜県立多治見病院 西病棟2階大会議室  
※会議室の場所は、病院ウェブサイト内のフロア案内ページにて確認すること
- (3) 郵送による入札の受付期間  
令和3年7月26日（月）午前9時から令和3年7月28日（水）午後4時まで

## 10 入札参加資格の確認

- (1) 開札の結果、落札候補者となった入札参加者は、入札参加資格及び加算点の確認を行うので、確認資料（入札参加資格確認申請書（別記様式2）及び附属書類をいう。以下同じ。）を次のアからイにより提出すること。
  - ア 提出期間：令和3年8月2日（月）午前9時00分から  
令和3年8月3日（火）午後4時00分まで
  - イ 提出場所：3の入札担当課  
なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合等には、次順位者を落札候補者とするため、理事長が別途提出の指示をした提出期限日までに確認資料を提出すること。
- (2) 当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の監理（又は主任）技術者を配置できなくなったときは、確認資料の提出を辞退すること。なお、辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けないものではない。ただし、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の監理（又は主任）技術者を配置することができないにもかかわらず確認資料を提出し、落札者決定まで至った場合においては、参加資格停止措置を行うことがある。
- (3) 落札候補者が、確認資料のうちの全部又はいずれかの書類を提出期限日までに提出しない場合又は提出期限日までに提出された確認資料において入札参加資格を満たしていない場合は、無効とする。また、提出期限日までに提出された確認資料において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。  
この場合において、無効とされたことに対して不服のある落札候補者は、次のアにより理事長に対して苦情申立てを行うことができる。
  - ア 提出期間・場所等
    - ① 提出期間  
入札参加資格不適合通知書の通知日から起算して7日（法人の休日を含まない。）以

内

- ② 提出場所  
3の入札担当課
- ③ その他

書面は持参によることとし、郵送又は電信によるものは受け付けない。

イ 上記アにより提出があった場合、理事長は、苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日（法人の休日を含まない。）以内に書面により回答する。

- (4) 施工実績の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域、並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域（以下「協定非適用国」という。）に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定非適用国に主たる営業所を有する者が、当該建設業者の資本金の額の2分の1以上を出資しているものにあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。
- (5) 確認資料は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。
  - ア 入札説明書に定める様式がある場合は、その様式により作成すること。
  - イ 作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とすること。
  - ウ 入札参加資格及び加算点の確認以外に使用しないこと。
  - エ 落札候補者に返却しないこと。
  - オ 原則として提出期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。
- (6) 確認資料に関する問い合わせ先は、3の入札担当課とする。

## 11 落札者の決定及び契約

- (1) 落札者を決定した時は、入札参加者に落札者決定通知書にて通知する。
- (2) 落札者が、落札者決定通知書を受けた日から、原則として1週間以内に契約（仮契約を含む。）を締結しないときは、その落札は無効とする。
- (3) 落札者は、確認資料及び技術資料に記載した配置予定の監理（又は主任）技術者を当該工事の現場に配置すること。ただし、何らかの理由により、2（12）において示す現場施工に着手する日までに、確認資料及び技術資料に記載した配置予定の監理（又は主任）技術者を配置できなくなった場合は、当該工事の入札参加資格を満たし、かつ技術資料に記載した配置予定の監理（又は主任）技術者と同等以上の加算点となる他の監理（又は主任）技術者を配置すること。
  - なお、2（12）において示す現場施工に着手する日までに、入札参加資格を満たし、かつ技術資料に記載した配置予定の監理（又は主任）技術者と同等以上の加算点となる他の監理（又は主任）技術者を配置できない場合は、落札者決定の取消又は契約の解除とともに、参加資格停止措置となることがある。
- (4) 落札者の決定結果に対して不服がある入札参加者（落札者を除く。）は、書面（様式は任意）にて次のアにより理事長に対して苦情申立てを行うことができる。

ア 提出期間・場所等

- ① 提出期間  
落札者決定通知の通知日から起算して7日（法人の休日を含まない。）以内
- ② 提出場所  
3の入札担当課
- ③ その他

書面は持参によることとし、郵送又は電信によるものは受け付けない。

イ 上記アにより提出があった場合、理事長は、苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日（法人の休日を含まない。）以内に書面により回答する。

- (5) 政府調達に関する協定違反について地方独立行政法人岐阜県立多治見病院に対して苦情申立てを行うことができる。なお、手続き等の詳細は、特定調達契約に関する苦情処理における要領によるものとする。
- (6) 契約書作成の要否  
要（別添「工事請負契約書（案）」及び「工事請負契約約款」による。）
- (7) 各年度における請負代金の支払限度額の割合は、おおむね次のとおりとする予定であるが、予算の執行上の都合により、変更となる可能性がある。
  - 令和3年度 請負代金の10%
  - 令和4年度 請負代金の50%
  - 令和5年度 請負代金の40%
- (8) 請負代金の支払条件  
各年度における請負代金の支払条件は、次のア及びイのとおりとする。  
詳細は、別に配布する「工事請負契約約款」による。
  - ア 前金払  
各年度における支払限度額の10分の4以内
  - イ 部分払  
各年度における支払限度額のうち、出来形部分の10分の9以内
- (9) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 入札保証金及び契約保証金は、次のア及びイのとおりとする。
  - ア 入札保証金 契約規程第13条に該当する場合は免除する。
  - イ 契約保証金 納付。ただし、契約規程第39条に該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- (11) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 及び同法第 198 条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。
- (12) 共同企業体による落札者は、契約締結後 14 日以内に次のアからウを提出すること。なお、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更の都度提出すること。
  - ア 共同企業体編成表（第 4 号様式－2）
  - イ 使用機械器具の調達計画（第 4 号様式－3 同別表を含む。）
  - ウ その他（運営委員会規則、職員の事務分掌表、技術職員の経歴書）また、運営委員会規則に基づく運営委員会を開催したときは、運営委員会開催後 14 日以内に議事の概要をとりまとめ、3 の契約担当課に提出すること。

## 12 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、理事長が入札又は開札等を行うことができないと判断したときは、これを延期又は中止する。この場合における費用は、入札参加希望者、入札参加者及び落札候補者の負担とする。
- (3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。また、談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は原則として改めて公告をして、入札を行うものとする。
- (4) 落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、当該工事の本契約締結の日までに、暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該工事の落札者と契約を締結しない、また、契約後に暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、原則として契約を解除する。
- (5) 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 31 年 4 月 1 日規程第 66 号）における政府調達協定に関する苦情処理については、特定調達契約に関する苦情処理における要領によるものとする。なお、岐阜県政府調達苦情検討委員会から契約を解除すべき旨の提案が行われたときは、契約手続を停止する場合等がある。
- (6) 入札参加資格のない者及び契約規程第 22 条各号に該当する者の入札があった場合には、その入札を無効とする。

また、無効な入札を行った者は再度入札に参加できず、無効な入札を行った者を落札者とした場合は、その落札決定を取り消す。
- (7) 申請書、入札書等又は確認資料に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格停止措置となることがある。
- (8) その他不明な点については、3 の入札担当課に照会すること。

## 13 Summary

- (1) Nature of the services to be procured:  
Construction Work of the New Central Medical Treatment Ward for Gifu Prefectural Tajimi Hospital
- (2) Contract fulfillment period:  
From the date of the contract through 28 December 2023
- (3) Date and time for the distribution of the tender documentation  
Paper based Only : Every day from 9:00 a.m. 6 May 2021 through 4:00 p.m. 28 May 2021  
(excluding weekends and national holidays)
- (4) Period for the submission of bidding registration forms and relevant documents:  
Paper based Only : Every day 9:00 a.m. 21 May 2021 through 4:00 p.m. 28 May 2021  
(excluding weekends and national holidays)  
Submitting by email or fax will not be accepted.  
Applicants will be notified of the screening results by 10 June 2021 .
- (5) Date, time and place for the opening of bids and tenders:  
Paper based : The meeting for the opening of bids and tenders will begin promptly at 10:00 a.m. 29 July 2021 at the Large Conference Room (2F of the West Medical Treatment Ward, Gifu Prefectural Tajimi Hospital 5-161 Maebatacho, Tajimi City, Gifu Prefecture)
- (6) For further information, please contact:  
Gifu Prefectural Tajimi Hospital, 5-161 Maebatacho, Tajimi City, Gifu Prefecture,  
507-8522 TEL:0572-22-5311



14 手続等に必要提出書類

手続等	必要な提出書類
1) 設計図書の交付を希望する場合	別記様式7 設計図書交付申請書兼守秘義務の遵守に関する誓約書
2) 入札参加の申請書提出時	別記様式1 入札参加申請書に下記の附属書類を添付 以下、附属書類 ・第4号様式-1 特定建設工事共同企業体協定書(写) (共同企業体参加者のみ) ・様式3 共同企業体委任状(写) (共同企業体参加者のみ) ・申請様式2-1~2-2
3) 技術所見書の提出時	・申請様式2-4
4) 入札書等の提出時	・様式1 (入札心得) 入札書 ・積算内訳書 (表紙に入札参加者名を記載すること) ・入札委任状 (代理人による場合のみ) ・入札参加通知書の写し
5) 確認資料の提出時 (落札候補者のみ)	・別記様式2 入札参加資格確認申請書 (落札候補者用) 以下、附属書類 ・別記様式3 工事施工実績調べ ・別記様式4 配置予定技術者名簿 ・別記様式5 経営事項審査及び営業所の状況並びに設計業務受託者関係 ・各種証明書類 (契約書の写し、技術者の資格証明書の写、工事成績対象一覧等) ・第4号様式-1 特定建設工事共同企業体協定書(原本) (共同企業体参加者のみ) ・様式3 入札・見積に関する権限の委任状(原本) (共同企業体参加者のみ) ・総合評価落札方式に関する技術資料に係る確認書類